

議案第25号

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例中一部改正の件

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年6月22日提出

芽室町長 手 島 旭

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例（昭和39年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「、ふれあい交流館（芽室町社会福祉協議会事務所分を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

芽室町ふれあい交流館の供用廃止に伴い、条文を一部改正しようとするものであります。

議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

改正案	現 行
<p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により次の各号の期間を超えて（更新を含む。）独占的に利用させる場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 公園、運動場（へき地集会室を含む。）、校舎、病院（診療所を含む。）、火葬場、保育所、墓地、じんかい処理場及び上水道事業施設、畜産センター用地、町有機械置場用地、町有住宅用地 各1年</p> <p>(2) ー略ー</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により次の各号の期間を超えて（更新を含む。）独占的に利用させる場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 公園、運動場（へき地集会室を含む。）、校舎、<u>ふれあい交流館（芽室町社会福祉協議会事務所分を除く。）、</u>病院（診療所を含む。）、火葬場、保育所、墓地、じんかい処理場及び上水道事業施設、畜産センター用地、町有機械置場用地、町有住宅用地 各1年</p> <p>(2) ー略ー</p> <p>附 則</p>